



原 対 第 160 号
令和 6 年 6 月 13 日

日本核燃料開発株式会社
代表取締役社長 濱田 昌彦 殿

茨城県防災・危機管理部長

セル負圧警報計器等に関する不適切な点検に係る報告等について（指示）

貴社においては、令和 3 年 6 月に自動火災報知設備の点検結果に関する不適切な報告事案が発覚したことから、県から厳重注意を行い、再発防止対策を求めてきたところであるが、昨年 7 月にセル負圧警報計器等の点検が実施されておらず、加えて点検記録が改ざんされていたことが新たに発覚し、その後も複数の設備において同様の事案が確認されている。

本事案については、県民の原子力事業所に対する信頼を著しく損ねるものとして誠に遺憾であり、県としては、前回の事案も踏まえて、徹底した原因究明及び再発防止対策の検討を求めるとともに、立入調査により進捗状況を確認してきたところである。

また、貴社における度重なる不適切な点検事案については、昨日の原子力規制委員会において深刻度 SLⅢとの判断がなされたところである。

県としては、令和 3 年度に判明した不適切事案の再発防止対策が講じられていたにも関わらず、発生を防ぐことができなかったことに鑑み、本事案に係る原因究明及び再発防止対策の検討結果について、県原子力安全対策委員会において、専門家の意見を伺いながら、その妥当性を確認することとした。

については、再発防止対策等を含めた報告書について、6 月 28 日までに提出するとともに、県原子力安全対策委員会における説明を求める。